

浜岡原子力発電所の保安規定に係る申請スケジュール案について

No.	項目	認可文書	令和4年度(2022年度)						令和5年度(2023年度)						備考				
			7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6		7	8	9	
1	浜岡4号炉に係る経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針の策定	保安規定		▼7/E 申請														▼認可(目標)	<p><保安規定第1編の変更> 令和5年9月に営業運転開始後30年を経過する浜岡4号炉について、経年劣化に関する技術的な評価(PLM)に基づく長期施設管理方針(始期:令和5年9月3日)を策定し、添付-4長期施設管理方針に反映するとともに、第106条の6における各項の適用号炉の記載をPLMの実施段階に合わせて変更する。</p>
2	営業運転を開始した日以後30年以降に行う高経年化技術評価及び長期施設管理方針策定に係る体制の変更	保安規定		▼8/M 申請														▼認可(目標)	<p><保安規定第1編の変更> 営業運転を開始した日以後30年以降に行うPLM及びそれに基づく長期施設管理方針の策定に係る実施手順と実施体制を定め、実施する責任職位について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに同保安活動の責任職位に合わせ、第106条の6第3項及び第4項の主語を「原子力部長」から「発電所長」に変更する。</p>
3	廃止措置工事に伴う管理区域図の変更(管理区域の設定・解除)	保安規定		▼8/M 申請														▼認可(目標)	<p><保安規定第1編及び第2編の管理区域図の変更> 1, 2号共用排気筒鋼板の汚染部位分離工事のため、第2編第46条第5項の定めに従い、屋外インテークにおいて一時的な管理区域を設定したが、作業進捗に伴い、当該区域の設定期間が1年を超える見込みとなった。これにより、工事完了までの期間、当該区域を管理区域に設定するため、保安規定の添付-2管理区域図を変更する。 (一時的な管理区域設定期間(当初計画):令和3年11月29日～令和4年11月25日)</p>
			No. 2とNo. 3はセットで申請予定																